**★★建設工事の低入札価格調査制度の改正について★★**

建設工事の低入札価格調査制度を改正しました。

**※朱字部分が今回の改正点です。**

**１　低入札価格調査制度対象工事**

　　　競争入札による建設工事のうち，設計金額（税込み）が１億円以上の工事及び総合評価落札方式を適用する工事。

**２　低入札調査基準価格**

　　　本市設計金額に基づき，次の計算により得た額の合計（１万円未満切り捨て）とします。

　　　①直接工事費　×　**０．９７**

　　　②共通仮設費　×　**０．９**

　　　③現場管理費　×　**０．９**

　　　④一般管理費等（契約保証費含む）　×　**０．５５　０．６８**

**低入札調査基準価格（１万円未満切り捨て）＝　①＋②＋③＋④**

　　　上記により算出した額が，予定価格（税抜き）の１０分の９．２を超える場合は１０分の９．２とし，１０分の７．５に満たない場合は１０分の７．５とします。

　※建築工事（電気設備工事・機械設備工事・外構工事を含む）及び昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事（以下「その他工事」という。）においては，上記①及び③の計算式を次のとおりとします。

　　～建築工事～

　　①直接工事費　×　**０．９**　×　**０．９７**

　　③（現場管理費＋直接工事費×**０．１**）　×　**０．９**

　　～その他工事～

　　①直接工事費　×　**０．８**　×　**０．９７**

　　③（現場管理費＋直接工事費×**０．２**）　×　**０．９**

**３　工事費内訳書における失格基準（数値的判断基準）**

　　　入札者が提出した工事費内訳書の直接工事費，共通仮設費，現場管理費，一般管理費等（契約保証費含む）のいずれかが，本市設計金額に基づき，次の計算により得た額（１円未満切り捨て）未満の場合は，その後の調査を行うことなく**失格となります。**

　①直接工事費　×　０．９　（※1）

　②共通仮設費　×　０．８

　　　③現場管理費　×　０．８

　　　④一般管理費等（契約保証費含む）　×　０．３

※1機械器具設置工事，電気工事，電気通信工事の場合においては，上記①の計算式を次のとおりとします。

　①直接工事費　×　０．７５

**４　適用時期**

**令和４年１０月１日以降に公告（指名）する競争入札から適用。**

令和４年９月６日

〔お問合わせ先〕

契約管財課契約検査グループ

電話０２９９－９０－１１３０